

令和2年度

富士市中小企業者温暖化対策事業費補助金を受けられる方へ

事業完了後、1ヶ月以内又は3月末日の早いほうの日までに、完了報告書のほか、次の書類を添付して提出してください。また、請求書の提出もお願いします。

(1) 領収書及び請求内訳書の写し

※手形による支払い・リース契約は補助対象外です。

(2) 前後の写真

※更新する(した)機器全てを、前後同じアングルで撮影し、更新した場所が分かる形で提出してください。写真が不足した場合は、補助対象外となることもありますので、ご注意ください。

(3) 太陽光発電システムの場合は、売電する電力会社との電力需給契約書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

その他市長が必要と認める書類

本補助事業は対象が多岐にわたるため、通常の添付資料では判断できない事業内容の場合などに、必要に応じて、説明資料として添付をお願いするものです。

◎事業に変更が生じた場合は、その時点で変更届を提出してください。

変更届が必要な状況

- 設置する機器が変更になった(定例的な型番更新の場合は不要です。)
- 設置する機器の台数が変更となった
- 申請者が変更になった(法人代表者が変更、個人の相続など)
- 仕様変更などで金額が上がった

変更届が不要な状況

- 同一年度内で設置日が変更になった(問い合わせすることがあります。)
- 入札などで金額が下がった

問い合わせ先

富士市役所 環境部 環境総務課 環境政策担当

電話 0545-55-2902

FAX 0545-51-0522

メール ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp